

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	ひとり親家庭等医療費等助成に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、ひとり親家庭等医療費等助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費等助成に関する事務
②事務の概要	佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成金交付規則による住民からの佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格登録申請書の申請により審査し、認定されたひとり親家庭等に対して医療費の助成を行う。受給資格者であると認められたときは、佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成認定通知書により通知し、佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付する。受給資格者でないと認められたときは、佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成却下通知書により通知する。また、受給資格者の登録事項に変更等が生じたときは、佐倉市ひとり親家庭等医療費等受給資格変更届等による届出により審査をする。
③システムの名称	1.ひとり親医療費助成システム 2.団体統合宛名システム 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費等助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども支援部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐倉市 こども支援部 こども家庭課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6140

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I. 4. ②	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第14号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号	事後	
平成29年3月30日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年11月30日時点	事後	
平成29年3月30日	II. 2. いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年11月30日時点	事後	
平成30年3月1日	I. 5. ②所属長	櫻井 理恵	細井 薫	事後	
平成30年3月1日	II. 1. いつ時点の計数か	平成28年11月30日時点	平成29年11月30日時点	事後	
平成30年3月1日	II. 2. いつ時点の計数か	平成28年11月30日時点	平成29年11月30日時点	事後	
平成31年3月29日	I. 1. ③	1.ひとり親医療費助成システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー	1.ひとり親医療費助成システム 2.市町村CS	事後	
平成31年3月29日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年11月30日時点	平成30年10月31日時点	事後	
平成31年3月29日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年11月30日時点	平成30年10月31日時点	事後	
平成31年3月29日	I. 5. ②所属長	細井 薫	児童青少年課長	事後	
令和1年12月24日	I. 1. ③システムの名称	1.ひとり親医療費助成システム 2.市町村CS	1.ひとり親医療費助成システム 2.団体統合宛名システム 3.中間サーバー	事後	
令和1年12月24日	II. 1. いつ時点の計数か	平成30年10月31日時点	令和元年10月31日時点	事後	
令和1年12月24日	II. 2. いつ時点の計数か	平成30年10月31日時点	令和元年10月31日時点	事後	
令和1年12月24日	IV. 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		提供・移転しない	事後	
令和1年12月24日	IV. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		接続しない(提供)	事後	
令和3年1月27日	II. 1. いつ時点の計数か	令和元年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	
令和3年1月27日	II. 2. いつ時点の計数か	令和元年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	
令和4年1月11日	I. 1. ②事務の概要	佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成事業規則による住民からの佐倉市ひとり親家庭等医療費等受給資格者証交付申請書等の申請により審査し、認定されたひとり親家庭等に対して医療費の助成を行う。受給資格者であると認められたときは、佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成認定通知書により通知し、佐倉市ひとり親家庭等医療費等受給資格者証を交付する。受給資格者でないとは認められたときは、佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成却下通知書により通知する。また、受給資格者の登録事項に変更等が生じたときは、佐倉市ひとり親家庭等医療費等受給資格変更届等による届出により審査をする。	佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成金交付規則による住民からの佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格登録申請書の申請により審査し、認定されたひとり親家庭等に対して医療費の助成を行う。受給資格者であると認められたときは、佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成認定通知書により通知し、佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付する。受給資格者でないとは認められたときは、佐倉市ひとり親家庭等医療費等助成却下通知書により通知する。また、受給資格者の登録事項に変更等が生じたときは、佐倉市ひとり親家庭等医療費等受給資格変更届等による届出により審査をする。	事後	
令和4年1月11日	I. 4. ②	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号	事後	
令和4年1月11日	I. 5. ①部署	健康こども部 児童青少年課	こども支援部 こども家庭課	事後	
令和4年1月11日	I. 5. ②所属長	児童青少年課長	こども家庭課長	事後	
令和4年1月11日	I. 8. 連絡先	佐倉市 健康こども部 児童青少年課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6140	佐倉市 こども支援部 こども家庭課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6140	事後	
令和4年1月11日	II. 1. いつ時点の計数か	令和2年10月31日	令和3年10月31日	事後	
令和4年1月11日	II. 2. いつ時点の計数か	令和2年10月31日	令和3年10月31日	事後	
令和5年2月6日	II. 1. いつ時点の計数か	令和3年10月31日	令和4年10月31日	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年2月6日	II. 2. いつ時点の計数か	令和3年10月31日	令和4年10月31日	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	II. 1. いつ時点の計数か	令和4年10月31日	令和5年10月31日	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	II. 2. いつ時点の計数か	令和4年10月31日	令和5年10月31日	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない